

平成30年4月1日

入札参加者の皆様へ

桑名市契約監理課

建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務における 入札・契約制度の変更等について

1 緊急経済対策の延長について

地域経済の活性化および雇用の促進を積極的に推進するため、前年度に引き続き、緊急経済対策として、市内優先発注を平成31年3月31日まで1年間延長します。

※予定価格1億5千万円未満の建設工事に限ります。

※競争性が確保できない場合は、地域要件を拡大することがあります。

2 契約保証金等の取扱いについて

建設工事、測量・建設コンサルタント等業務及び維持業務の発注にかかる契約保証金等の取扱いについて、適用する工事等の対象を変更します。これまで、契約保証金、前払い金及び部分払いを適用する範囲を「契約金額」により設定しておりましたが、「予定価格」により設定することとします。

詳しくは、「契約保証金等の取扱いについて」をご覧ください。

3 解体工事業について

平成28年6月に建設業法が改正され、建設業許可業種に「解体工事業」が新設されました。

経過措置により、平成28年6月1日時点で「とび・土工工事業」の建設業許可を有している場合は、平成31年5月31日までの間は、同許可で解体工事を請け負うことができます。また、平成28年6月1日時点で「とび・土工工事業」の技術者（実務経験含む）要件を満たす者は、平成33年3月31日までの間は、「解体工事業」の技術者とみなします。

経過措置期間内において、桑名市の発注公告で基準とする、経審点数、完成工事高については、経営事項審査の審査基準日が改正法施行以前の場合は、「とび・土工・コンクリート」とし、経営事項審査の審査基準日が改正法施行以後の場合は、「とび・土工・コンクリート（解体）（経過措置）」とします。

平成31年6月1日以降に解体工事を受注するには「解体工事」の許可及び「解体工事」を桑名市入札参加資格者名簿に希望業種として登録していることが必要となります。

※ これらの変更等については、平成30年4月1日以降の公告から適用します。